

手数料

栃木県

種 別	手 数			料 額	
	名 称	区 分	金 額		
1 法第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定	特定計量器検定手数料 (備考1参照)	非自動はかり	検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が30kg以下のもの	1個につき 1,050 円
			ひょう量が100kg以下のもの	1個につき 1,250 円	
			ひょう量が250kg以下のもの	1個につき 1,650 円	
			ひょう量が500kg以下のもの	1個につき 2,050 円	
			ひょう量が500kgを超えるもの	1個につき 2,350 円	
			光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛りのみがあるもの	ひょう量が10kg以下のもの	1個につき 110 円
				ひょう量が10kgを超えるもの	1個につき 200 円
			その他のもの	ひょう量が5kg以下のもの	1個につき 170 円
				ひょう量が20kg以下のもの	1個につき 200 円
				ひょう量が50kg以下のもの	1個につき 270 円
				ひょう量が100kg以下のもの	1個につき 360 円
				ひょう量が250kg以下のもの	1個につき 560 円
				ひょう量が500kg以下のもの	1個につき 1,000 円
				ひょう量が1t以下のもの	1個につき 1,700 円
				ひょう量が2t以下のもの	1個につき 2,900 円
				ひょう量が5t以下のもの	1個につき 6,600 円
				ひょう量が10t以下のもの	1個につき 8,400 円
				ひょう量が20t以下のもの	1個につき 12,400 円
				ひょう量が30t以下のもの	1個につき 15,200 円
			ひょう量が40t以下のもの	1個につき 19,900 円	
			ひょう量が50t以下のもの	1個につき 22,400 円	
			ひょう量が50tを超えるもの	1個につき 38,900 円	
			分銅	表す質量が200g以下のもの	1個につき 20 円
表す質量が200gを超えるもの	1個につき 230 円				
定量おもり又は定量増おもり	質量が5kg以下のもの	1個につき 20 円			
	質量が20kg以下のもの	1個につき 100 円			
	質量が20kgを超えるもの	1個につき 300 円			

手数料

栃木県

種 別	手 数 料			金 額	
	名 称	区 分			
1 法第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定	特定計量器検定手数料	皮革面積計		1個につき 2,750 円	
		体積計	燃料油メーター	微流量燃料油メーター	1個につき 590 円
				簡易燃料油メーター	1個につき 1,550 円
				自動車等給油メーター又は小型車載燃料油メーター	1個につき 2,100 円
				その他のもの	1個につき 3,400 円
			液化石油ガスメーター		1個につき 6,400 円
			量器用尺付タンク	全量が2000L以下のもの	1個につき 2,250 円
				全量が2000Lを超えるもの	1個につき 4,200 円
			アネロイド型圧力計	アネロイド型血圧計	
		アネロイド型圧力計(アネロイド型血圧計を除く。)		計ることができる最大の圧力が50MPa以下のもの	1個につき 90 円
				計ることができる最大の圧力が100MPa以下のもの	1個につき 470 円
			計ることができる最大の圧力が100MPaを超えるもの	1個につき 1,000 円	
		2 法第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定、法第19条第1項の規定に基づく定期検査及び法第116条の規定に基づく特定計量器の計量証明検査に係る合格証明書の交付	1通につき 420 円		
3 法第16条第3項の規定に基づく特定計量器の装置検査	1個につき 700 円				
4 法施行令第41条第1項の規定に基づく法第17条第1項に規定する特殊容器製造者の指定の申請に対する審査	162,600 円				
5 法第19条第1項の規定に基づく特定計量器の定期検査	非自動はかり(備考1参照)	検出部が電気式的のもの又は光電式的のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が100kg以下のもの	1個につき 1,400 円	
			ひょう量が250kg以下のもの	1個につき 1,800 円	
			ひょう量が500kg以下のもの	1個につき 2,200 円	
			ひょう量が500kgを超えるもの	1個につき 3,100 円	
		棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛りのみがあるもの		1個につき 250 円	
		その他のもの	ひょう量が100kg以下のもの	1個につき 500 円	
			ひょう量が250kg以下のもの	1個につき 900 円	
			ひょう量が500kg以下のもの	1個につき 1,500 円	
			ひょう量が1t以下のもの	1個につき 2,100 円	
			ひょう量が2t以下のもの	1個につき 3,700 円	
			ひょう量が5t以下のもの	1個につき 6,900 円	
			ひょう量が10t以下のもの	1個につき 10,700 円	
			ひょう量が20t以下のもの	1個につき 15,000 円	
		ひょう量が30t以下のもの	1個につき 19,100 円		

手数料

栃木県

種 別	手 数			料 額	
	名 称	区 分			
5 法第19条第1項の規定に基づく特定計量器の定期検査	非自動はかり(備考1参照)	その他のもの	ひょう量が40t以下のもの	1個につき 21,600 円	
			ひょう量が50t以下のもの	1個につき 29,800 円	
			ひょう量が50tを超えるもの	1個につき 51,200 円	
	分銅・定量おもり・定量増おもり			1個につき 10 円	
	皮革面積計			1個につき 2,500 円	
6 法第91条第2項の規定に基づく指定製造事業者の指定に係る検査				426,300 円	
7 法第102条第1項の規定に基づく基準器検査	タクシーメーター装置検査用基準器			1個につき 13,400 円	
	質量基準器	基準手動天びん		1個につき 4,900 円	
		基準台手動はかり	ひょう量が1kg以下のもの		1個につき 3,350 円
			ひょう量が10kg以下のもの		1個につき 5,300 円
			ひょう量が50kg以下のもの		1個につき 7,800 円
			ひょう量が200kg以下のもの		1個につき 10,500 円
			ひょう量が500kg以下のもの		1個につき 14,000 円
			ひょう量が500kgを超えるもの		1個につき 14000円に、500kgまでを増すごとに6900円を加えた額
		基準直示天びん		1個につき 7,900 円	
		基準分銅	1級である旨の表記のあるもの	表す質量が200g以下のもの	1個につき 3,200 円
				表す質量が200gを超えるもの	1個につき 7,900 円
			2級である旨の表記のあるもの	表す質量が5kg以下のもの	1個につき 640 円
				表す質量が50kg以下のもの	1個につき 780 円
				表す質量が50kgを超えるもの	1個につき 8,800 円
	3級である旨の表記のあるもの		表す質量が5kg以下のもの	1個につき 480 円	
		表す質量が50kg以下のもの	1個につき 650 円		
		表す質量が50kgを超えるもの	1個につき 7,100 円		
	面積基準器			1個につき 4,250 円	
	体積基準器	基準タンク(備考2及び3参照)	全量が0.25m ³ 以下のもの	1個につき 13,600 円	
			全量が1m ³ 未満のもの	1個につき 34,000 円	
8 法第107条の規定による計量証明の事業の登録の申請に対する審査				53,800 円	
9 法第115条の規定に基づく計量証明の事業の登録証の訂正又は再交付				1,750 円	

種 別	手 数 料		金 額
	名 称	区 分	
10	法第115条の規定に基づく計量証明の事業の登録簿の謄本の交付		用紙1枚につき 760 円
11	法第115条の規定に基づく計量証明の事業の登録簿を閲覧に供する事務		1回につき 370 円
12 法第116条の規定に基づく特定計量器の計量証明検査	第5号に掲げる特定計量器		同号に掲げる区分に従い、それぞれ同号に定める金額
	騒音計	使用最大周波数が8000Hz以下のもの	1個につき 22,700 円
		使用最大周波数が8000Hzを超えるもの	1個につき 37,300 円
	振動レベル計		1個につき 32,400 円
	濃度計 (備考4・5・6を参照)	ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計	1個につき 93,100 円
		溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	1個につき 123,500 円
		紫外線式二酸化硫黄濃度計	1個につき 92,700 円
		紫外線式窒素酸化物濃度計	1個につき 103,700 円
		非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	1個につき 98,200 円
		非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	1個につき 113,500 円
		非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	1個につき 99,100 円
化学発光式窒素酸化物濃度計		1個につき 105,700 円	
ガラス電極式水素イオン濃度指示計		1個につき 25,300 円	
13	法施行令第41条第2項の規定に基づく法第127条第1項に規定する適正計量管理事業所の指定の申請に対する審査		2,550 円
14	法第127条第3項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定に係る検査		7,400 円

※上記にない特定計量器の手数料については、計量検定所へお問い合わせください。

備考

- 非自動はかりに係る特定計量器検定手数料及び特定計量器定期検査手数料の額については、最少の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、それぞれの表に掲げる金額の2倍の額とする。
- 2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあつては、ゲージグラスが1増すごとに、5割の額を加算するものとする。
- 油用の基準タンクについて使用中の油により検査を行うときは、2倍の額とする。
- 紫外線式二酸化硫黄濃度計と紫外線式窒素酸化物濃度計とが構造上一体となっているものにあつては、紫外線式二酸化硫黄濃度計の手数料の金額と紫外線式窒素酸化物濃度計の手数料の金額とを合算して得た額から50,900円を減額する。
- 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計、非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計及び非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計で2以上の検出部を有するものにあつては、検出部が1増すごとに、非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計、非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計及び非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計の手数料の金額の5割の額を加算する。
- 紫外線式二酸化硫黄濃度計、紫外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計、非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計及び化学発光式窒素酸化物濃度計で4以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が3を超えて1増すごとに、紫外線式二酸化硫黄濃度計、紫外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計、非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計及び化学発光式窒素酸化物濃度計の手数料の金額に22,100円を加算する。